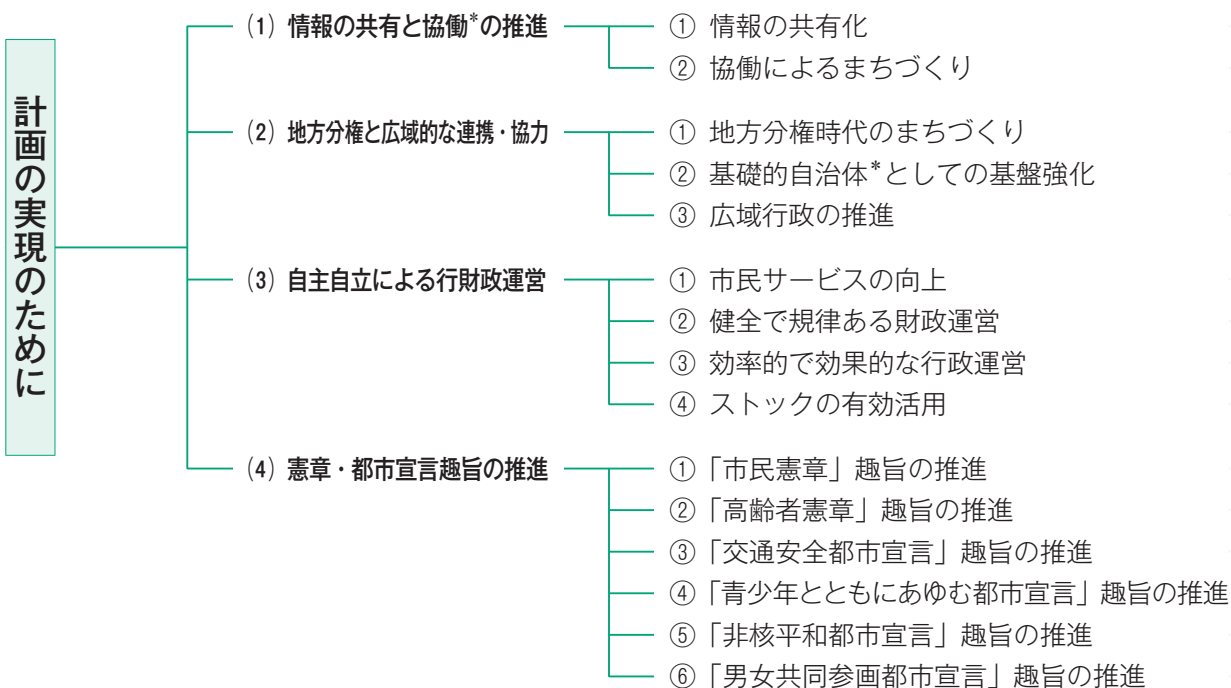


第7章

計画の実現のために



(1) 情報の共有と協働の推進

▶ 施策の目指す姿

市民と行政が情報を共有し、理解しあいながら連携して、共通の目標に向かい、協働*によるまちづくりに取り組んでいます。

▶ 現状と課題

現 状

- ◇市民が地域のまちづくりに関心を持ち、主体的に参加し行動するためには、市民と行政が情報を共有し、互いに理解し合うことが欠かせなくなっています。
- ◇社会の成熟化にともない、人々の価値観が多様化するなかで、心の豊かさを尊重し、社会に貢献することに関心や意欲を持ち、地域の課題に自主的・自律的に取り組もうとする市民の活動が大きな広がりを見せており、新たな「公共」の担い手として注目されています。
- ◇経済の低迷が続くなか、少子・高齢化の進展や生活スタイルの多様化、地方分権の推進などにより、

自治体には新たな行政需要が発生しており、また、多様化し、個別化する地域の課題を行政や市民、地域などが単独で解決していくことは難しくなっています。

- ◇平成21年（2009年）度を実施した市民意識調査では、現在の市政が市民の声を「反映している」と答えた市民の割合は20.4%、「反映していない」と答えた市民の割合が21.2%となっており、平成19年（2007年）度の調査と比較すると、「反映している」が2.1ポイント、「反映していない」が4.6ポイント低くなっています。

課 題

- ◎少子・高齢化の進展や分権型社会の到来など、社会情勢の変化や市民の価値観の多様化、高度化が進むなか、地域の課題解決をはかるためには、自助、共助、公助を基本としながら、市民や団体、行政がそれぞれの役割と責任を分担し、相互の信頼と理解に立って、共通する目的に向かい協力してまちづくりに取り組む、協働の推進が欠かせないものとなっています。

- ◎市民と行政が連携し、協働しながらまちづくりを進めていくためには、行政からの一方的な情報提供だけでなく、市民から行政へ、また市民相互の情報発信により情報の共有化をはかり、信頼関係を築いていくとともに、市民参加や市民参画の機会を充実し、多様化していくことが必要となっています。

▶ 基本施策

施策名	主な取り組みの内容
①情報の共有化	○市民の行政に関する理解を深めるため、さまざまな機会や媒体による情報の提供に努めるとともに、それらの特性を活かした情報の発信をはかります。 ○市民に親しみやすい広報紙の発行や、ホームページの充実、携帯サイトの活用などにより、市民が必要な情報をタイムリーに取得することができる環境の整備を進めます。 ○ホームページでのアンケートや相談などにより、サービスを受けようとする市民や転入者が必要とする情報の集積に努め、FAQ*の充実や市民サービスの向上につなげていきます。 ○市民意識調査や市長への手紙などにより、市民ニーズの把握に努めるとともに、市政懇談会や市民と接するさまざまな機会を活用し、できる限り市民のなかに入って、市民との対話のなかで、情報の共有をはかります。 ○市民や団体が手軽に情報を発信できるような環境を整備し、市民や団体、行政が相互に情報の交換や、共有をはかれるネットワークの構築を進めます。
②協働*によるまちづくり	○各種審議会への市民委員の採用や、パブリックコメント*、市民ワークショップなどの手法により、市民が行政に参画する機会を充実させ、市民のまちづくりへの意識を高めるとともに、市民の意見が反映されたまちづくりを推進します。 ○協働によるまちづくりを進め、協働のパートナーである市民や団体、事業者が持つ柔軟性や、迅速性、専門性などの特性を施策に反映させ、市民のニーズにマッチした公共サービスの提供に努め、ゆとりと豊かさを実感できる地域の実現をはかります。 ○新たな事業の立ち上げや既存の事業の見直しにあたっては、より良いサービスを市民に提供できる主体や手法は何かという視点に立ち、協働による取り組みの導入について積極的に検討していきます。 ○協働の取り組みにあたっては、その担い手となる市民や団体、事業者と行政が対等な関係のもと、相互の長所、短所や立場を理解し、お互いを尊重した上で、果たすべき役割や責任分担などを明確にし、その推進をはかります。 ○協働の取り組みを効果的に展開するため、協働の担い手相互の情報の共有化とネットワークの整備をはかり、協働の目的や役割、責任分担などについて、対話による合意形成を進め、必要に応じ軌道修正にも即応できるような、顔の見える環境のなかで、その円滑な推進に努めます。

(2) 地方分権と広域的な連携・協力

▶ 施策の目指す姿

市民とのパートナーシップ*のもと、分権時代にふさわしい市民本位のまちづくりが展開されるとともに、個性を活かした広域的な交流と連携が進んでいます。

▶ 現状と課題

現 状

- ◇地方分権改革推進法*に基づき設置された地方分権改革推進委員会では、地方の多様な価値観や地域の個性に根ざした豊かさを実現する、住民本意の分権型社会への抜本的な転換をはかり、地方自治体を「地方政府*」と呼ぶにふさわしい存在にまで高めることを地方分権改革の究極の目標と位置づけ、政府に対し4つの勧告と2つの意見*を提出しました。
- ◇国は、地方分権改革を、国が地方に優越する上下の関係から対等なパートナーシップの関係へと転換するとともに、明治以来の中央集権体質から脱却し、この国のあり方を大きく転換していく地域主権改革として位置づけ、内閣府に地域主権戦略会議を設置し、地域主権の確立に向け、政府が取り組むべき改革の内容を示す地域主権戦略大綱を取りまとめました。
- ◇地方六団体*は、地域主権戦略大綱の取りまとめ

に関し、大綱を具体的な日程、目標が盛り込まれた実効性のあるものとすることや、地方税財源の強化や基礎的自治体*への権限移譲*の促進など、具体的に盛り込むべき事項について、政府に対して意見を提出しています。

- ◇交通網の整備や情報通信手段の急速な発達と普及によって、市民の活動範囲は行政区域を越えて拡大し、広域的な交通体系の整備、公共施設の一体的な整備や相互利用、行政区域を越えた土地の利用など広域的なまちづくりや施策に対するニーズが高まってきています。
- ◇本市では、岩手県岩泉町や群馬県館林市などと国内交流を進めています。また、消防業務を東京消防庁に委託するとともに、一般廃棄物の最終処分場や火葬場の設置、管理などを一部事務組合で共同で行うなど、行政需要に対応した広域的で総合的な事務処理をはかっています。

課 題

- ◎地方分権を総合的かつ計画的に推進し、最も身近な地域のことは地域に住む市民が責任を持って決めることのできる、活気に満ちた地域社会の形成をはかり、ゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことができる地域の実現につなげていくことが必要です。
- ◎地方自治体を分権社会にふさわしい「地方政府*」として確立していくため、地方自治体の自由度を大幅に高めるとともに、「地方政府」に期待される広範な役割を十分に担っていくため、自治財政権を格段に強化していくことが求められています。
- ◎義務付け・枠付けの見直し*や基礎的自治体*へ

の権限移譲*など、地域主権改革の推進により、地方公共団体の自由度は拡大しますが、それにともない、地方自治体には、自らの責任と判断による、地域の実情にあった適切な施策の展開が必要となっています。

- ◎少子・高齢化やグローバル化*、高度情報化が進展するとともに、市民の価値観や生活様式の多様化、高度化により、自治体単独では対応しきれない新たな地域課題も顕在化しています。これらに対応するため、広域的な連携の仕組みを積極的に活用し、より効率的で、質の高い事務処理を進めることが課題となっています。

▶ 基本施策

施 策 名	主な取り組みの内容
①地方分権時代のまちづくり	○市民や団体、行政の連携と協力を進め、まちづくりへの参加、参画の機会の充実をはかり、市民の視点、地域の個性、そして地域の判断を活かした、市民本位の、分権型社会にかなったまちづくりを進めます。 ○市民が住んでよかったと実感できる分権型社会を実現するため、市民の意見を幅広く聴き、お互いの信頼関係を築きながら、市民とともに、地方分権時代にふさわしい協働*のまちづくりを進めます。
②基礎的自治体*としての基盤強化	○自立した「地方政府」としての自覚を持ち、自らの権限と責任において、コスト意識を徹底し、経営のスリム化と効率化を進め、透明性が高く、規律を持った行財政運営の実現に努めます。 ○人材育成基本方針に基づき、職員研修の充実や効果的な人事管理に努め、分権時代の自治体運営を担う、政策形成能力と行政経営能力の高い、行政のプロとして自律し市民から信頼される職員の育成を進めます。
③広域行政の推進	○地方分権の進展や市民の生活圏の拡大、広域的な行政課題への対応に向け、それぞれの自治体の特色や役割などを踏まえ、広域的に取り組むことが効果的な事業については、関連自治体との連携を進めます。 ○本市の特色や地域性を活かした広域的な交流と連携を進め、お互いの地域の活性化と持続的な発展につなげていきます。

(3) 自主自立による行財政運営

▶ 施策の目指す姿

健全で自立した自治体経営のもと、市民とともに進めるまちづくりにより、市民に役立つ満足度の高いサービスが安定して提供されています。

▶ 現状と課題

現 状

◇財政状況が深刻さを増すなか、多様化し、高度化する市民ニーズや少子・高齢化の進展、地方分権時代の到来などが新たな行政課題を生み出し、地方自治体を取りまく環境は極めて厳しい状況にあります。

◇本市では、平成19年（2007年）3月に「第三次昭島市中期行財政運営計画」を策定し、自治体間競争にも対応できる「個性豊かな自立都市 あきしま」の確立を目指して、行財政改革を推進しています。

課 題

◎厳しい状況が続くなかで、適切で効率的な市民サービスを将来にわたって継続的に提供していくためには、行財政改革の推進による健全で自立した自治体経営の確立と、市民との協働*によるまちづくりの推進が必要不可欠となっています。

◎まちづくりに対する市民の意識が変化し、多くの市民や団体が地域において、柔軟で機動性が高い活動を広範囲に展開しているなかでは、市民と団体、行政が互いの理解のもと、適切に役割分担を

はかり、多くの市民や団体が公共サービスの一翼を担う、市民とともに進めるまちづくりに取り組むことが求められています。

◎厳しい財政状況が継続するなか、多様化し高度化する市民ニーズや、地方分権の進展に的確に対応し、市民の立場に立った行政サービスの向上をはかるためには、さらなる行財政改革の推進により、簡素で効率的な行財政運営を実現する必要があります。

▶ 基本施策

施 策 名	主な取り組みの内容
①市民サービスの向上	○引き続き、親切・丁寧・迅速・確実をモットーに、市民の立場に立った窓口サービスの向上に努めるとともに、ワンストップサービス*の実現に向けた検討を進めます。 ○市民に役立つ行政の実現を目指し、幅広く市民の声を聴き、施策の有効性や公平性を市民の立場に立って検討し、本市の身の丈に合った、トータルとして市民満足度の高いサービスの提供に努めます。 ○ICT*の活用により、市民ニーズの収集をはかり、より多くの市民の声を反映した行政サービスの向上に努めます。 ○行政情報の積極的な提供により、市民との情報の共有化をはかるとともに、透明性の高い、市民に信頼される行政運営を推進します。 ○個人情報保護対策や情報セキュリティ対策*の徹底に努め、市民にとって安全で安心な行政運営を進めます。 ○総合オンブズパーソン制度*の適切な運用により、市民の権利や利益の擁護に努めるとともに、行政に対する信頼を高め、開かれた行政の一層の推進をはかります。
②健全で規律ある財政運営	○国が予定している補助金・交付金等の一括交付金化の進展を踏まえ、国や東京都からの交付金等の安定的な確保をはかるとともに、地方分権にともない、「地方政府*」に見合った持続可能な地方税体系の確立を求めています。 ○引き続き、市税の収納率向上に向けた取り組みを進めるとともに、受益者負担の適正化に努め、広い視野から積極的に歳入の確保をはかります。 ○コスト意識に根ざした施策の進行管理と点検を進めるとともに、効率的で効果的な事務の執行をはかり、徹底した経費の削減に取り組みます。 ○企業会計の考え方を活用した財務書類の作成、公表により、財務状況を市民にわかりやすく提供するとともに情報の共有化をはかります。 ○優先度や投資効果などを多角的に検討し、市民の視点に立って施策の選択と予算の重点配分を進め、本市が進むべき方向性が市民にわかりやすく、メリハリの利いた、健全で規律ある財政運営に努めます。 ○限られた財源のなかで、自らの責任と判断により、地域の特性を踏まえた自主的、主体的な財政運営をはかり、適切で効率的な行政サービスの安定的で継続的な提供に努めます。 ○平成23年（2011年）度に、「第三次昭島市中期行財政運営計画」の計画期間が満了となるため、同計画の検証を踏まえ、新たな中期行財政運営計画の策定をはかり、引き続き、行財政改革の推進に努めます。

③効率的で効果的な行政運営

- 市民や団体、企業などのさまざまな主体がまちづくりのために活動できる体制を整備し、地域における活動の担い手の育成をはかるとともに、その自主的な活動を支援し、行政が一定の役割を担いつつ、地域のさまざまな主体がそれぞれの立場で公共サービスを担う環境の整備をはかります。
- 多様化する行政課題に対応するため、計画的な行政運営に向け、課題別の計画策定を進めるとともに、PDCAサイクル*に配慮し、計画の適切な進行管理に努めます。
- 本市が直接実施している事業について、多方面から慎重な検討を加え、真に行政が実施すべきものを除き、民間への委託や市民や団体との協働*、指定管理者制度*導入などを進め、多様な主体の活用による民間活力の導入をはかります。
- 多様化し、高度化する市民ニーズに対応するため、市民にわかりやすく機動性と柔軟性を持った、簡素で効率的な組織の確立をはかるとともに、職員間の情報の共有化を進め、庁内の連携・協力体制の強化に努めます。
- 将来を見据えた計画的な職員数の管理と再任用職員など多様な雇用形態の活用にも努めるとともに、地域の実情や職員の能力・努力が反映される給与体系への転換を進めます。
- 職員の資質の向上を目指し、意識改革、能力開発に向けた取り組みを計画的に進めるとともに、職場環境の向上に努め、市民に信頼される、心身ともに健康で健全な職員の育成をはかります。

④ストックの有効活用

- 本市が保有する施設や設備については、管理に係るコストの最小化と有効活用による効果の最大化に努めるとともに、将来の発展や変化にも柔軟で効率的に対応し、行政運営にとって最適な状態での管理、運営をはかります。
- 既存の公共施設を有効に活用するため、施設の社会的需要や老朽度、改修時の費用対効果などを総合的に勘案し、廃止や用途変更なども視野に入れ、その計画的な管理を進め、施設の改修や維持管理に要する経費の平準化に努めるとともに、施設の長寿命化やライフサイクルコスト*の低減をはかります。
- 資産・債務管理の徹底をはかり、有効活用されていない普通財産*や処分が可能な特定公共物などの売却を進め、歳入の確保に努めます。



総合基本計画策定市民ワークショップ

(4) 憲章・都市宣言趣旨の推進

▶ 施策の目指す姿

憲章や都市宣言の趣旨を活かしたまちづくりが進められ、あきしまの将来都市像「ともにつくる 未来につなぐ 元気都市 あきしま」が実現しています。

▶ 現状と課題

現 状

◇本市では、市民の誰もが平和のもとで、明るくいきいきと暮らすことができるように、「市民憲章」と「高齢者憲章」を定め、「交通安全都市」、「青

少年とともにあゆむ都市」、「非核平和都市」、「男女共同参画都市」を宣言しています。

課 題

◎憲章や都市宣言の趣旨を踏まえ、将来都市像の実現に向けて、施策を効率的、効果的に推進してい

くが必要となっています。

▶ 基本施策

施 策 名	主な取り組みの内容
①「市民憲章」趣旨の推進	○「市民憲章」の趣旨に基づき、快適で文化的で豊かな、誇りあるふるさと昭島を築き発展させていくため、「市民憲章」の実践に努め、みんなが元気でしあわせになれるまちづくりを進めます。
②「高齢者憲章」趣旨の推進	○「高齢者憲章」の趣旨に基づき、高齢者が家庭や地域で敬愛されるとともに、その能力を十分に発揮し、高齢者一人ひとりが明るくいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。
③「交通安全都市宣言」趣旨の推進	○「交通安全都市宣言」の趣旨に基づき、ユニバーサルデザイン*に配慮した交通環境の整備を進め、交通事故を未然に防ぎ、市民が安全で、安心して、快適に暮らせるまちづくりを進めます。
④「青少年とともにあゆむ都市宣言」趣旨の推進	○「青少年とともにあゆむ都市宣言」の趣旨に基づき、青少年の輝かしい未来を開くため、明日の世代を担う青少年が心身ともに健全で、自立し、夢と希望と勇気を持って成長できるまちづくりを進めます。

⑤「非核平和都市宣言」趣旨の推進	○「非核平和都市宣言」の趣旨に基づき、人類共通の願いである恒久平和の実現に向け、核兵器の根絶を願い、平和思想の普及に努め、平和を愛するすべての国の人々とともに、平和の尊さをみつめるまちづくりを進めます。
⑥「男女共同参画都市宣言」趣旨の推進	○「男女共同参画都市宣言」の趣旨に基づき、男女が互いにその人権を尊重し、あらゆる分野で責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる、男女共同参画社会の実現に向け、性別や世代を超え、一人ひとりがいきいきと輝くまちづくりを進めます。

図表123 昭島市民憲章

前文 わたくしたち昭島市民は、このまちを誇りあるふるさととして愛し、みんなのしあわせのために市民憲章を定めます。 わたくしたちは 1 ふるさとの自然をまもり 緑と花をそだて 美しいまちをつくれます 1 きまりや約束をまもり ひとのことにも心をくばります 1 心とからだをきたえ 笑顔ではたらき 明るいまちをつくれます 1 創意工夫の心をそだて ものを大切にします 1 教養を深め 文化を高めて 豊かなまちをつくれます 昭和49年 5 月 1 日制定
--

図表124 昭島市高齢者憲章

きれいな水・豊かな緑のふるさとを誇りとして、高齢者一人一人が明るく生き生きと暮らせるよう、ここに昭島市高齢者憲章を定めます。 わたしたち高齢者は 1 若々しい心 生涯を現役の気持ちで たえず学び続けます 1 健康づくりにつとめ すすんで社会的活動に参加します 1 多くの人との輪を広げ 生きがいのある日々を楽しみます 1 すばらしい文化と伝統を守り育て 次の世代に伝えます 1 知恵と経験を活かし 新しいふるさとづくりにはげみます わたしたち市民は 高齢者の方々の長年の努力に感謝し、家庭や地域で敬愛されその能力が十分に発揮できるよう、つとめます。 また、あたたかい人間関係と地域の助け合いの絆を深めて、高齢者とともに生きる昭島市をめざします。 (平成 6 年 5 月 1 日制定)

図表125 交通安全都市宣言

我が国産業経済の伸長に伴い、交通量は著しく増加し、最近における幼児および青少年の死傷の第一位は、交通事故等の不慮の災害によるもので、その激増ぶりは真に憂慮すべきものがある。

とくに昭島市は、三多摩地方の要衝として、青梅線、五日市線、八高線の通過地点でありバス路線は、立川、京王、西武、五王等15路線が集中していると共に米軍基地が所在する国際都市として、路面交通の輻そうは日々増強し、これに伴う事故発生^{ハダシ}の激増は市民の大きな不安となっている。

このときにあたり、交通事故を未然に防ぎ、市民の生命と安全を守り、平和な明るい生活の確立を願う市民の総意のもとに交通事故の絶滅を期し、ここに昭島市を「交通安全都市」とすることを宣言する。

昭和37年 4 月 1 日

図表126 青少年とともにあゆむ都市宣言

あすの昭島市をにない、うるおいと活力のある生活・文化都市昭島を創造するものは青少年である。

未来に限りない可能性を秘める青少年が、心身ともに健全で、高い徳性^{つちか}を培い、豊かな情操^{はぐく}を育み、人生に明るく夢と希望をいだいて成長することは、いつの世にあっても、すべての親の、すべての市民の願いである。

この願いを実現し、青少年の輝かしい未来をひらくために、私たち昭島市民は、相互のふれあいと生活環境の浄化につとめ、豊かな人間性^{はぐく}を育み、改めて、ふるさととして愛するまちづくりを決意し、ここに昭島市を「青少年とともにあゆむ都市」と宣言する。

昭和57年 1 月 1 日

図表127 非核平和都市宣言

世界の恒久平和は人類共通の願望である。

しかるに、核軍備拡大競争は依然として続けられ、人類が平和のうちに存在する条件を根本からおびやかす段階に至っている。また、通常兵器の軍備拡大競争も一段と激化し、世界の各地で武力紛争や戦争が絶え間なく続き、限定核戦争の脅威がせまっている。

我が国では、世界の唯一の核被爆国として平和を愛するすべての国の人々とともに人類の安全と生存のため、核兵器禁止を求めるねばり強い国民的な運動が続けられてきた。

今こそ我が国は、核兵器の完全禁止と軍備縮小の実現に積極的な役割を果たすべきである。

したがって、我が昭島市は、非核三原則の完全実施を願い、あらゆる国のあらゆる核兵器に反対し、その完全禁止と軍備縮小を求め、あわせて国際連帯のもとに核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに非核平和都市となることを宣言する。

昭和57年 7 月10日

図表128 男女共同参画都市宣言

わたしたちは、水と緑に恵まれた昭島を引き継ぎ、性別や世代を超え、一人ひとりがいきいきと輝くまちをめざし、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

わたしたちは

- 1 男女がお互いを認め合い 一人ひとりが尊重されるまちをめざします
- 1 一人ひとりが自立し 男女が平等なまちをめざします
- 1 一人ひとりが個性と能力を発揮し さまざまな分野に男女がともに参画するまちをめざします
- 1 職場・学校・地域・家庭をはじめ社会のあらゆる領域で男女がともに責任を担うまちをめざします
- 1 国際社会の一員として地球環境を守り 男女がともに支え合う平和なまちをめざします

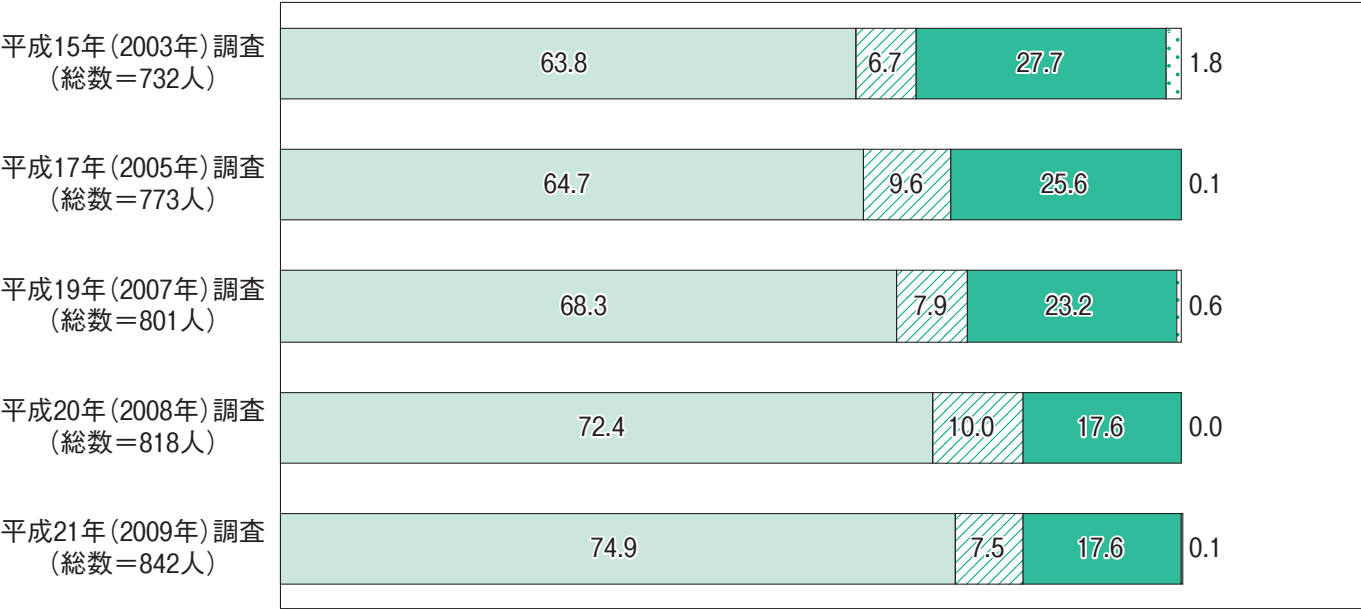
平成15年1月1日

図表129 市民の定住意識（昭島に住み続けたいと思う市民の割合）の推移

問 あなたは、これからも昭島市に住み続けたいと思いますか。

■ 住み続けたい ■ 住み続けたいとは思わない ■ どちらともいえない ■ 無回答

(%)



資料：平成21年（2009年）・市民意識調査結果

図表130 審議会委員等人数一覧

年 度	委員数			公募市民					
	計	男	女	計		男		女	
				人数	割合	人数	割合	人数	割合
平成16年 (2004年) 度	250	174	76	34	13.6%	17	9.8%	17	22.4%
平成18年 (2006年) 度	246	162	84	36	14.6%	13	8.0%	23	27.4%
平成20年 (2008年) 度	231	150	81	30	13.0%	12	8.0%	18	22.2%
平成22年 (2010年) 度	271	189	82	45	16.6%	19	10.1%	26	31.7%

資料：職員課

図表131 市役所の窓口サービス

問 あなたは、市役所の窓口サービスについて、どう思われますか。

□ 良い □ まあまあである □ 普通 □ 悪い □ わからない □ 無回答



資料：平成21年（2009年）・市民意識調査結果

▶ 政策指標

指 標 名	現 状 値	目標値(H27)	目標値(H32)
市民の定住意識（昭島に住み続けたいと思う市民の割合）	74.9% ^{※1}	80.0%	85.0%
審議会等における公募市民の割合	16.6% ^{※2}	18.0%	20.0%
市役所の窓口サービスを普通又はそれ以上と思う市民の割合	74.5% ^{※1}	85.0%	100%
現在の暮らしに満足している市民の割合	73.3% ^{※1}	75.0%	80.0%

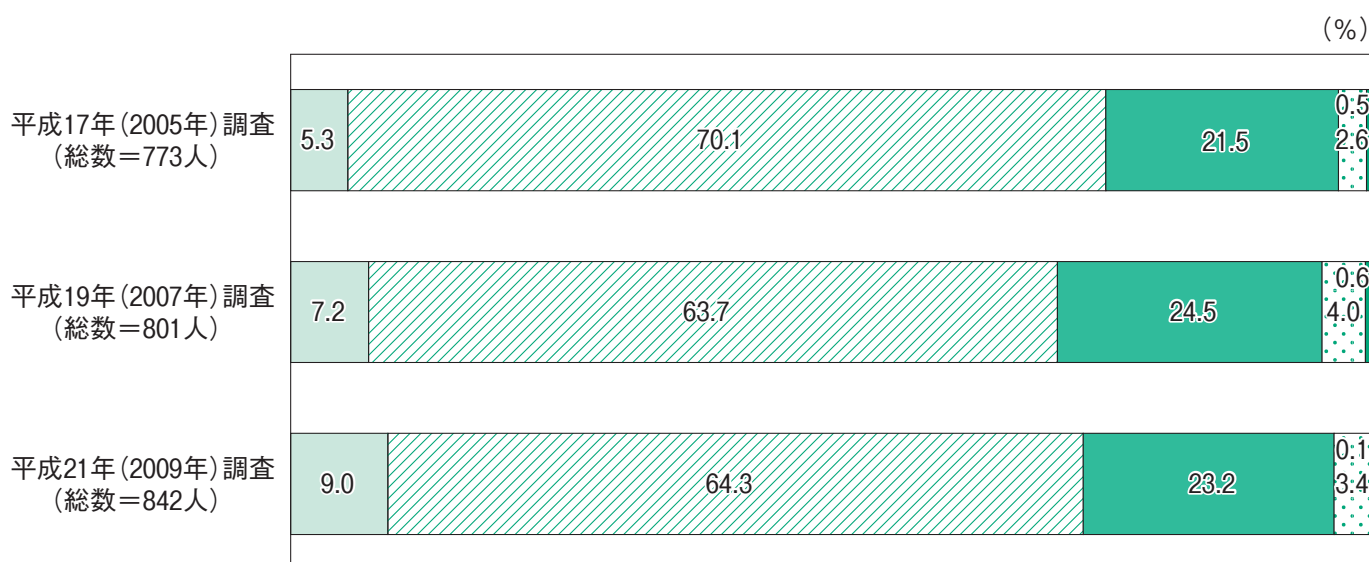
※1 市民意識調査（平成21年度）による。

※2 職員課（平成22年6月）による。

図表132 暮らしの満足度

問 あなたは、現在の暮らしに満足していますか。

□ 非常に満足している □ まあ満足している ■ あまり満足していない □ 全く満足していない ■ 無回答



資料：平成21年（2009年）・市民意識調査結果